

びわこ運輸株式会社(乙)は、株式会社ハロー電機(甲)に対し、次の条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

派遣先	(名称) 株式会社ハロー電機	(所在地) 大津市中央通1丁目1-1	(電話) (077)543-1212
就業場所	★派遣元事業主が派遣労働者と連絡が取れるように、所属部署及び電話番号も併せて記載すること (名称・所在地) 株式会社ハロー電機大津工場 大津市中央通1-1-1 (部署) 製造部第一製造課出荷係 (電話) (077)543-1212		
組織単位	製造部第一製造課出荷係		
業務内容	電機部品の搬送出荷業務		
派遣期間	平成29年11月1日から平成30年1月31日		
就業日	月・火・水・木・金 (派遣先の就業日)		
指揮命令者	(部署) 製造部第一製造課出荷係	(役職) 係長	(氏名) 石山 一 (電話) (077)543-1213内線10
製造業務専門派遣先責任者	製造業務でない場合は、「派遣先責任者」 製造部第一製造課 課長		(氏名) 淡海 一郎 (電話) (077)543-1213内線15
製造業務専門派遣元責任者	製造業務でない場合は、「派遣元責任者」 (部署) 派遣事業部 (役職) 課長		(氏名) 近江 次郎 (電話) (077)545-9898
就業時間(休憩時間)	★シフト制により定まらない場合はその旨を記載【記載例(別添シフト表による)】 8時00分から17時00分、(休憩時間10時00分～10分、12時00分～40分、15時～10分)		
時間外(休日)労働	★派遣元事業主が「時間外労働休日労働に関する協定届」が労働基準監督署に届出していること 1日3時間月45時間年360時間(休日労働月1日)※派遣元36協定の届出の範囲内とする		
安全及び衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の2までに規定する自己に課された責任を負う。なお派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。		
福利厚生	★便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること 制服の貸与あり、ロッカー・食堂の利用可、駐車場の利用可		
派遣人員	1人	派遣労働者を無期雇用派遣労働者、又は60歳以上の者に限定するか否かの別	「無期雇用労働者に限定する」「60歳以上の者に限定する」「無期雇用労働者、60歳以上の者に限定しない」いずれか
苦情の申出先処理方法・連携体制	(1)苦情の申出を受ける者 『申出先』(乙 派遣元) (部署) 派遣事業部 (役職) 派遣事業部長 (氏名) 守山 港 (電話) (077)×××-〇〇〇〇 『申出先』(甲 派遣先) (部署) 製造部 (役職) 製造部長 (氏名) 草津 咲 (電話) (077)×××-△△△△ (2)苦情処理方法、連携体制等 ① 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞無く通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。		
派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	(1)労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。 (2)派遣先における就業機会の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3)損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の派遣期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、乙が労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた休業手当に相当する額以上の額について、また乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、乙が解雇の予告をしないうちは少なくとも30日以上賃金に相当する額について、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日30日前から当該予告の日までの日数以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4)労働者派遣の解除の理由の明示 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにすることとする。		

派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	<p>(有料職業紹介事業の許可がある場合の例) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、職業紹介を経由して行うこととし、手数料として派遣先は派遣元事業主に対して、支払われた賃金額の**分の*に該当する額を支払うものとする。</p> <p>(有料職業紹介事業の許可がない場合の例) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。</p>
派遣料金	<p>・時給1時間：2,000円、残業1時間：2,500円(25%割増)、休出1時間：2,500円(25%割増) (注)、定時時間が1日8時間未満、週40時間以内の場合は派遣先により割増手当の請求ができないことがある。</p>
支払い条件	(締切日) 毎月末締め、(支払日) 翌月20日、(乙)の指定の銀行口座へ振り込む

派遣先(甲)と派遣元(乙)は、労働者派遣基本契約書に基づき上記の通り労働者派遣個別契約を締結し、その証として本通2通を作成し、双方各1通を保有する。

(甲)

大津市中央通1丁目-1-1

株式会社ハロー電機

代表取締役社長 比叡山 登

Ⓜ

(乙)

大津市中央通8丁目8-8

びわこ運輸株式会社

代表取締役 琵琶 太郎

Ⓜ

(派遣許可番号)派〇〇-〇〇〇〇〇〇